



市長 からの 手紙

79 伊佐沼のハス

伊佐沼のハスが今年は例年より早く6月半ばごろから咲き始め、多くの花が咲き、市民の皆さんの目を楽しませてくれました。

平成24年に、県の水辺再生事業により、伊佐沼の北側のハスが育つ区域を取り囲むように擬木の橋が架けられました。橋の建設と並行して、「伊佐沼の蓮を咲かそう会」が橋の南側にもハスを移植し、その時移植されたハスが次第に増え、近年は大変多くの花が咲くようになりました。

花の最盛期の7月には、多くのハスの花が橋の南北両側に優雅な姿をたくさん見せてくれるようになりました。

伊佐沼のハスは、終戦直後まで自生していたようです。ところが終戦後の食糧難の時代に、食べられるということでレンコンを掘って食料にしてしまったため一度絶えてしまいました(レンコンを食べてしまったためにハスが絶え

た、ということをお母さんから聞きました)。小学生のころ、伊佐沼に魚釣りや船遊びに何度も行っていましたが、その時にハスを見た記憶は一度もありません。

伊佐沼にハスが復活したのは、昭和42～44年ごろ、沼の西側の水田地帯に問屋団地を造成するため底土を浚渫(*)して田んぼに移す事業をした後です。伊佐沼の底土の中で休眠状態だったハスの種子が、浚渫により表面に出てきて芽を出したのだと言われていました(浚渫で復活した生き物に、びっくりするほど大きいカラス貝があります。浚渫後伊佐沼に大量に発生しましたが、4～5年で姿が見えなくなっていました)。

今、伊佐沼のハスは、「伊佐沼の蓮を咲かそう会」の皆さんに守られています。この会は、周辺地域の農家の方々を中心になっているボランティア団体で、ハスの自生する沼底を耕したり、ハスの邪魔をするマコモを刈り取る等ハスを保護する活動だけではなく、伊佐沼全体の環境美化活動を続けています。

伊佐沼のハスが、復活後現在のように広い区域に拡大増殖したのは、「伊佐沼の蓮を咲かそう会」の皆さんの地道な活動によるところが大きいと言えます。

*浚渫…水の底にある土砂を掘り取ること

川越市長 川合善明

つむぎやぐら、暮らしのつむぎやぐら

障害者福祉課 ☎224・5785

Fax 225・3033

障害者差別解消法をご存じですか

最終回となる今回は、障害者差別解消法について紹介します。同法は、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。行政機関や民間事業者が障害のある方へ「不当な差別的取り扱い」をすることを禁止し、「合理的配慮をすること」を求めています。この機会に身の回りや心の中を見直し、障害のある方への対応について考えてみませんか。

■「不当な差別的取り扱い」とは

障害があるということだけで、正当な理由がなく、サービスの提供を断ったり、制限をしたりするような行為のことです。

例：アパートへの入居を断る▼身体障害者補助犬の同伴を理由に入店を断る▼窓口での対応を拒否するなど

■「合理的配慮」とは

障害のある方が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くため、障害のある方に、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

例：車いすの方が段差を通過したり、乗り物に乗ったりするのを手助けする▼筆談や読み上げをする▼車両乗降場所を施設の出入口に近い場所へ変更するなど



今後、すべての人がともに支え合い、暮らしていくまちの実現のために、皆さんも何ができるかを考えてみましょう。